

## 岸和田市障害のある児童の保育実施要領

岸和田市立保育所における障害を持つ児童の保育の実施要領（平成 15 年 10 月 1 日施行）の全部を改正する。

障害のある児童には、障害の予知・早期発見とともに、その児童の障害の種別、程度が個別に検討され、最も適した集団の場合、保育・療育の場が早期に準備され、発達が保障されることが重要である。

そのことが、障害の改善や発達の促進に大きく影響することは言うまでもない。

本市においては、障害のある児童の発達保障の場として、のびのび教室、いながわ療育園、パピースクール、特定教育・保育施設が大きな役割を果たしている。

この要領においては、以上の趣旨に基づいて特定教育・保育施設における障害のある児童の保育の実施について定める。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、岸和田市内の特定教育・保育施設及び地域型保育事業（子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条及び第 29 条に規定する市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設及び地域型保育事業をいう。以下これらを「保育所等」という。）における障害のある児童の保育（以下「障害児保育」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第 2 条 障害児保育の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、岸和田市内に在住し、岸和田市内の保育所等に在籍する次に掲げる児童のうち保育所等での集団保育が可能で、日々通所できるものであり、かつ発達検査及び保育観察の結果が別に定める岸和田市障害のある児童の保育に係る対象児童の認定及び入所審査基準（以下「入所審査基準」という。）に該当するものとする。

(1) 知的障害のある児童又は知的発達全般に支援が必要な児童

知的障害のある児童とは、精神遅滞の程度が軽度から中度の状況にある児童をいう。

知的発達全般に支援が必要な児童とは、知的障害の可能性のある状態であり、精神遅滞の程度が軽度から中度の状況にある児童をいう。

(2) 広汎性発達障害のある児童又は自閉的傾向のある児童

広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害があり、精神遅滞の程度が境界から軽度の状況にあるか、あるいは行動障害が重複している児童をいう。

自閉的傾向とは、広汎性発達障害の可能性のある状態であり、社会性の獲得や対人関係に難しさがあり、精神遅滞の程度が境界から軽度の状況にあるか、あるいは行動障害が重複している児童をいう。

(3) 特異性発達障害のある児童又は特定の発達領域に支援が必要な児童

特異性発達障害のある児童とは、ある特定の能力に発達上の問題を示し、精神遅滞の程度が境界から軽度の状況にあるか、あるいは行動障害が重複している児童をいう。

特定の発達領域に支援が必要な児童とは、特異性発達障害の可能性のある状態であり、ある特定の能力に発達上の問題を示し、精神遅滞の程度が境界から軽度の状況にあるか、あるいは行動障害が重複している児童をいう。

(4) 注意欠陥多動性障害のある児童又は衝動的行動や多動に対して支援が必要な児童

注意欠陥多動性障害のある児童とは、衝動的行動や多動に対して他者から制御が概ね可能な状況にある児童をいう。

衝動的行動や多動に対して支援が必要な児童とは、注意欠陥多動性障害の可能性のある状態であり、衝動的行動や多動に対して他者から制御が概ね可能な状況にある児童をいう。

(5) 肢体不自由障害のある児童

肢体不自由障害のある児童とは、独歩の可能性が高いか、あるいは独歩を獲得しており、リハビリテーションの必要性が低く（訓練頻度が概ね週一回程度であることをいう。以下同じ。）、精神遅滞の程度が境界から軽度の状況にある児童をいう。

独歩の可能性が高いとは、早期に肢体不自由障害が確定しているが、医師あるいは専門家の所見により独歩の獲得が見込める児童をいう。

(6) 視覚障害、聴覚障害又は言語障害のある児童

視覚障害、聴覚障害又は言語障害のある児童とは、リハビリテーションの必要性が低く、通常の保育所生活に支障のない視覚、聴覚又は言語に障害のある児童をいう。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める障害のある児童

(保育時間)

第3条 障害児保育の実施時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、保護者の就労等の理由により実施時間の延長の必要があると認めるときは、入所すべき保育所等の長と協議の上、定めることができる。

(定員)

第4条 障害児保育の定員は、障害児保育を実施する保育所等の定員の概ね4%以内とする。ただし、入所審査基準に基づき支援の程度がBとなる児童については、原則として1保育所等につき1名とする。

(発達検査等)

第5条 市長は、岸和田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年規則第7号。以下「規則」という。）第2条の規定により提出された保育所入所申込書の記載内容その他の情報により必要があると認めるときは、当該入所申込みに係る児童の保護者

に対し、当該児童に係る保育観察の実施及び発達検査の受診を求めるものとする。

- 2 市長は、当該入所申込みに係る児童の発達状況を確認するため、当該児童の保護者に対し、当該児童に係る医師その他の専門家の診断書又は所見の提出を求めることがある。

(保育観察)

第6条 市長は、第5条第1項及び第8条第1項の規定により保育観察(保護者に対する問診や児童の遊びを通じて当該児童の保育課題を把握し、その保育体制及び保育環境を検討するための観察をいう。以下同じ。)を行うものとする。

- 2 保育観察は市内保育所等で行う。
- 3 保育観察は以下の者が行う。
  - (1) 公立及び民間保育施設所属の保育士
  - (2) 保育・幼稚園担当
  - (3) 発達相談員(発達検査を実施等の必要がある場合)
  - (4) その他子ども家庭応援部長が必要と認めた者
- 4 保育観察を実施する保育士は児童状況確認書(様式1)を用いて対象児童の様子を記録する。なお、児童状況確認書の記載に相違がある場合、意見の調整を行う。

(対象児童及び障害児保育加配人数の認定と入所の審査)

第7条 市長は、入所審査基準により対象児童及び障害児保育加配人数の認定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の認定を行ったときは、当該児童の保護者に対しその旨を通知するとともに、当該認定を受けた児童について、別に定める基準により保育所等への入所の審査を行うものとする。
- 3 前項の入所審査においては、入所を希望する保育所等の施設において障害児の受入れが第4条に定める定員に満たない場合でも、当該施設の職員数等状況などにより、受入れが困難なときは入所審査を行わない。
- 4 前各項の認定及び審査は、子育て施設課保育・幼稚園担当による会議において行う。  
(障害児保育を受けていない児童に係る対象児童の認定等)

第8条 保育所等の長は、入所児童(規則第2条の規定による入所申込みをして入所する児童をいう。以下同じ。)のうち障害児保育の実施が必要とされる児童について対象児童の認定を、第2条に規定する要件に該当しなくなった対象児童について当該認定の取消しを、市長に請求することができる。

- 2 保育所等の長は、前項の請求をするときは、当該入所児童の保護者にその旨を説明し同意を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により対象児童の認定又は認定の取消しの請求があったときは、当該児童の保護者に対し、当該児童の保育観察の実施及び発達検査の受診を求める。
- 4 市長は、前項の発達検査の結果その他の情報に基づき、対象児童の認定又は認定の

取消しを行い、当該児童の保護者及び保育所等の長にその旨を通知する。

5 前条第1項及び第3項の規定は、前項の認定及び認定の取消しについて準用する。

6 第4項の規定による通知を受けた保育所等の長は、当該児童について適切な処置を講じるものとする。

(職員配置)

第9条 市長は、第7条に規定する審査で加配認定した児童が入所する保育所等に対して、必要な職員を配置できるよう措置するものとする。

2 前項に基づく民間の保育所等に対する措置は補助金の交付をもって行う。

3 補助金額は、別に定める。

(巡回発達相談及び研修の実施)

第10条 市長は、障害児保育を円滑に実施するため、障害児保育を実施する保育所等において発達相談員その他の専門家による巡回発達相談を行うとともに、関係職員に対し必要な研修を行う。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、障害児保育を円滑に実施するため、関係機関及び保護者との連携を密にし、必要に応じて協力を求めるものとする。

(障害のある児童の保育に関する協議)

第12条 障害のある児童の保育の実施を円滑に進めるため、保育所等は子育て施設課と協議を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、障害児保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年1月6日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、平成21年4月1日以後に入所する児童に係る障害児保育の実施について適用し、同日前に入所する児童については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、令和3年4月1日以後に入所する児童に係る障害児保育の実施について適用し、同日前に入所する児童については、なお従前の例による。